

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）3月30日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

鉄道による黄線区沿線地域への誘客促進に向けたPR業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）11月30日（月）まで

2 業務の目的

JR北海道では、平成28年（2016年）に「単独では維持困難な線区（以下、「黄線区」という）」を発表し、これまで同社と道及び沿線地域の関係者が一体となって利用促進の取組を進めてきているが、沿線地域における人口減少や少子化による通学利用の減少等により、利用者の減少が続いており、黄線区において、さらなる利用拡大の取組が必要となっているところ。

本業務においては、黄線区沿線地域への誘客促進に向け、道民に対し複数の発信力のある広報媒体を用いて、黄線区の取組の広域的なPRや利用拡大に資するキャンペーンを実施することで、道内鉄道の需要喚起を図り、黄線区沿線地域への誘客促進を行うことを目的とする。

3 業務の内容

(1)及び(2)は上半期を中心に行い、9月までとすること。ただし、都合によりこの時期を超える場合は、その理由を明らかにした上で適切な時期を提案すること。

(1) PR業務の企画・運営

JR北海道の黄線区（釧網線、花咲線、石北線、宗谷線（名寄～稚内間）、富良野線、室蘭線（沼ノ端～岩見沢間）、日高線、根室線（滝川～富良野間）の魅力や沿線地域の観光資源などを、複数の広報媒体を用いて、道民に対し動画等により効果的にPRすることで利用を促す業務を企画・運営する。

ア PRの内容

PRの内容については、次の要素を考慮すること。

- ・ 黄線区沿線自治体や協議会が行う利用促進の取組（実証事業等）も含めてPRすること。
- ・ 道民の利用促進に繋がるよう各線区の特長（観光利用や日常利用など）を踏まえたPRを実施すること。

- ・ 複数線区を一体的にPRするなど広域的なPRをすること。

イ PR実施に伴う業務

PRの企画・運営に伴う下記の業務を実施すること。

- ・ 沿線自治体や協議会とのPRに活用する広報素材や内容の調整
- ・ 各広報媒体でのPR実施に当たっての使用申請や運営等
- ・ 必要な許可・届出等

ウ 留意事項

幅広い世代に波及させるため、発信に当たっては複数の媒体（テレビとYouTubeなどの組み合わせ等）を活用し、PRを行うこと。

(2) 利用促進キャンペーン業務の企画・運営

(1)と連動した沿線利用を拡大させるキャンペーンを企画・運営する。

ア キャンペーンの内容

黄線区の鉄道利用者が、沿線地域の施設や売店等において優待を受けられるなど、黄線区の利用を促すキャンペーンを実施すること。

(※ 優待については例示であり、それに限るものではない)

イ 企画実施に伴う業務

キャンペーンの企画・運営に伴う下記の業務を実施すること。

- ・ キャンペーンを実施するに当たって、協力関係者との企画内容の調整及び運営等
- ・ 利用者への優待の提供等、キャンペーン内容に関する調整や運営等
- ・ 必要な許可・届出等

(3) 事業結果の取りまとめ

事業の実施結果をまとめ、PR効果の分析を行い、報告書を作成する。なお、報告書は紙媒体（A4版）5部、電子媒体（DVD-R等）1部とする。

(4) 納入場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課鉄道交通係

4 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でな

- いこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

5 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、4に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和8年（2026年）4月13日（月）12:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課鉄道交通係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線23-775）

011-204-5351（直通）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

6 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間

令和8年（2026年）3月30日（月）から4月27日（月）まで

なお、交付時間は、8:45 から 17:30 まで（日曜及び土曜日を除く）とする。

(2) 交付場所

5 (1) ウに同じ。

(3) 交付方法

5 (1) ウで交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

7 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 5 の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和8年（2026年）4月28日（火）12:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

5 (1) ウに同じ

8 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

5 (1) ウに同じ

12 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者は公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。